小牧市学校教育 I C T 活用支援業務委託プロポーザル実施要綱

令和6年10月8日 6小教学推第869号

(趣旨)

第1条 この要綱は、小牧市学校教育 I C T 活用支援業務について技術的に最適な者(以下「最適者」という。)を特定するため、公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)を実施することとし、その手続について必要な事項を定めるものとする。

(業務の概要)

第2条 対象とする業務は、小牧市学校教育 I C T 活用支援業務(以下「業務」という。)とする。

(参加資格)

- 第3条 プロポーザルに参加することができる者は、次の各号のいずれに も該当する単体企業とする。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規 定に該当しない者
 - (2) 第5条に規定する参加表明書及び技術提案書を提出する日(以下「提出日」という。)において、令和6年度の小牧市入札参加資格の登録がされている者
 - (3) 提出日から最適者を選定する日までの間に、次に掲げる措置を受けていない者
 - ア 小牧市建設工事等請負業者指名停止措置要領 (平成11年3月4 日11小総第47号) に基づく指名停止の措置
 - イ 小牧市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書(平成24年6月25日付け小牧市長・愛知県小牧警察署長締結)に基づく排除措置又はこれに準ずる措置
 - (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で再度の小牧市入札参加資格の登録がされたものについては、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされな

かった者とみなす。

- (5) 愛知県、岐阜県又は三重県に本店、支店、営業所等を有しており、かつ、地方公共団体の公立小中学校において、令和3年4月1日から提出日までの間に、授業支援を目的としたICT活用支援業務の受託 又はICT活用支援の実績を1件以上有している者
- (6) 提出日時点において、個人情報に関する資格として一般財団法人日本情報経済社会推進協会が管理するプライバシーマーク又は ISO 27001を有している者

(公募の公告)

- 第4条 市長は、プロポーザルに参加する者に必要な参加資格、条件、業 務の内容その他プロポーザルに必要な事項について公告するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による公告をしたときは、その内容を市ホームページ等で公表するものとする。

(参加表明書等の提出)

第5条 プロポーザルに参加しようとする者は、別に定める参加表明書及 び技術提案書(以下「技術提案書」という。)を市長が指定する日まで に市長に提出しなければならない。

(第一次審査)

- 第6条 市長は、第一次審査として、技術提案書を別に定める小牧市学校 教育ICT活用支援業務委託プロポーザル審査委員会(以下「審査委員 会」という。)に審査させ、技術提案書を提出した者(以下「提出者」 という。)のうち上位5者を第二次審査の出席要請者として選定させ、 及びその結果を報告させるものとする。ただし、提出者が5者以下の場 合は、第一次審査を省略することができるものとする。
- 2 市長は、前項の規定により、第二次審査の出席要請者として選定した 提出者に対してはその旨を様式第1により通知し、選定しなかった提出 者に対しては選定しなかった旨及びその理由を様式第2により通知する ものとする。この場合において、提出者は、審査結果に関する問合せ、 異議申立て等は一切できないものとする。
- 3 市長は、第1項ただし書の規定により第一次審査を行わないときは、 提出者にその旨を通知するものとする。

(第二次審査)

第7条 市長は、第二次審査として、前条第2項の規定により選定した提

出者に対し、審査委員会に技術提案書の内容の聴取等を行わせ、最適者 及び次点者1者を選定させ、及びその結果を報告させるものとする。

- 2 市長は、前項の報告に基づき、最適者及び次点者1者を特定するもの とする。
- 3 市長は、前項の規定により最適者及び次点者として特定した提出者に対してはその旨を様式第3により通知し、特定しなかった提出者に対しては特定しなかった旨及びその理由を様式第4により通知するものとする。
- 4 前条第2項後段の規定は、第二次審査の結果について準用する。 (第二次審査の出席要請者の公表)
- 第8条 第6条第2項の規定により選定された提出者については、前条第 1項の審査後、速やかに市ホームページにおいて公表するものとする。 (雑則)
- 第9条 この要綱に定めるもののほか、プロポーザルの手続に関し必要な 事項は、市長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和6年10月8日から施行する。
- 2 この要綱は、第7条第3項に規定する通知をもって、その効力を失う。

様

小牧市長

小牧市学校教育ICT活用支援業務委託プロポーザルの第一次審査 結果について(通知)

このことについて、技術提案書を審査した結果、貴社を下記のとおり第二次審査の出席要請者として選定しましたので通知します。

記

- 1 審査結果
- 2 第二次審査の概要

備考用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様

小牧市長

小牧市学校教育ICT活用支援業務委託プロポーザルの第一 次審査結果について(通知)

このことについて、技術提案書を審査した結果、貴社については下記のとおり第二次審査の出席要請者として選定されませんでした。今回のプロポーザルの実施にあたり、貴重な時間を費やされたことに対し、心から感謝申し上げます。

記

選定しなかった理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様

小牧市長

小牧市学校教育ICT活用支援業務委託プロポーザルの第二 次審査結果について(通知)

このことについて、第二次審査を実施した結果、貴社を下記のとおり、 最適者

当業務の として特定しましたので通知します。 次点者

記

- 1 審査結果
- 2 貴案に対する講評

備考用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様

小牧市長

小牧市学校教育ICT活用支援業務委託プロポーザルの第二 次審査結果について(通知)

このことについて、第二次審査を実施した結果、貴社については下記のとおり当業務の最適者又は次点者として特定されませんでした。今回のプロポーザルの実施にあたり、貴重な時間を費やされたことに対し、心から感謝申し上げます。

記

特定しなかった理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。